

# 「農地中間管理事業と基盤整備との連携に関する研修会」を開催

— 水土里ネット秋田職員と農業公社職員との合同研修会を開催 —



7月8日(水)、秋田県農業公社農地集積課・農地改良課職員(7名)と、水土里ネット秋田のほ場整備事業に係わる職員(3部：41名)との合同研修会が開催された。

この研修会は、ほ場整備事業を計画・実施するに当たり、効率的な農地集積が求められ、農地中間管理事業との連携が必要不可欠であることから、秋田県農業公社の農地中間管理事業担当者と当会ほ場整備事業実務担当者との合同研修及び意見交換会が実施されたもので、農地中間管理事業の概要、「農地中間管理事業と換地業務」との連携事例、「基盤整備」

との連携などを中心に研修が行われた。

秋田県農業公社からは、平成27年度からの土地改良区組合員資格の得喪通知に関する変更点、農地の受け手・出し手の公募の年間スケジュール、農地耕作条件改善事業の留意点などの説明があった。また、男鹿市五里合土地改良区の三浦寛経氏からは、換地業務との連携事例の紹介があった。その後、事業推進上の質疑応答・意見交換等、熱心な議論がなされた。

なお、公社より今年度の公募スケジュール等が示された。

平成27年度スケジュール		農地中間管理事業		H27.6.10		市町村																								
区分	平成27年度												平成28年度																	
	7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			4月		5月
1	受け手の公募(借受希望者) 公社																													
2	公募の公表 公社																													
3	出し手の掘り起こし(貸付希望者) 市町村・委託機関等																													
4	出し手と受け手のマッチング 委託機関																													
5	集積計画と配分計画案の受付 市町村→公社																													
6	公社借入れ(集積計画) 市町村の公告																													
7	公社貸付け(配分計画) 県の公告																													

各市町村の農業委員会総会の2週間前を目安に集積計画及び配分計画(案)を提出してください。

○公募の締切は該当月の末日とします。公表は該当月の20日頃の平日とします。  
 ○公募申込みは、要年度最初の公募の公表日前日まで有効です。希望により、自動更新とします。  
 ○法人設立が確実な場合は、任意組織名や仮称で応募を受付します。ただし、公社が市町村から配分計画(案)を受け付けるまでには法人化することが必要です。  
 ○市町村の集積計画の始期を市町村の公告日とし、終期を県の配分計画に合わせてください。  
 ○農業委員会総会を毎月下旬に設定している市町村は、当該月内に公告するようご協力をお願いするとともに、速やかに公告の写し1部を公社あてに提出してください。  
 ○4月以降の公社借入れについては、ご相談に応じます。

# 由利本荘市の豊作祈願2祭に行ってきました!

## 1 四角井戸落水式&山の神祭

5月7日、由利本荘市土地改良区西目発電所管理事務所が主催する「四角井戸落水式及び山の神祭」が行われ、市の産業課や土地改良区関係者、業者ほか約50名が参加しました。

この催しは、旧西目村が大正時代に築造した長谷地ため池の岸辺に鎮座した長谷地神社の前で水の潤沢と豊作を祈願し落水をしたのが始まりで、大正13年から90年以上続いている伝統的な行事です。



また、山の神大山祇神社の祭典は明治から始められた造林事業から100年以上にもなるものといわれ、30年前頃から合祀が行われています。

西目地域の中には、大小合わせて30カ所を越えるため池があり、そのうち40万トン貯水量のため池が3カ所築造されていて、これは西目地域の水源の要となるもので、いずれも行政区域を越えた仁賀保高原にあります。

由利本荘市土地改良区西目発電所管理事務所の三浦所長は「現在西目地域には500haの水田があるが、このため池がなければ耕作できる水田は半分もなかったと言われています。15kmに及ぶ幹線水路によって水が運ばれ、安定した水の確保ができていたのも、旧仁賀保町の寛大な受入と困難な構築を進めて水を引いてきてくれた先人の方々の努力があつてこそ。今後関係機関にはますますご協力をお願いすることになると思いますが、水に寄り添って地域の水の大切さを伝えていきたい」と述べ、本会の水戸常務も「土地改良区は『地域の水のため』に存在していると言ってもいいほど。今TPPや減反で改良区の役割が問われているが、地域を守って行かなければいけないと言ふことに変わりはない。このような式がずっと続いて、地域に継承されていくことを願っています」と祝辞を述べました。



## 2 龍が棲むため池に卵をお供え「大瀧ため池」豊作祈願祭

6月10日、「大瀧ため池豊作祈願祭」が行われ、県や関係機関約40名が集結しました。西目発電所管理事務所に集合後、山道をバスで登り、鳥海山麓の頂に降ろされる一行。

山道をひたすら歩き、ため池を目指します。道は整備されており、ワラビやミズなどの山菜も豊富でした。

本当に着くのだろうかと不安になった頃、到着。徒歩30分ほどの道のりでした。お天気も良く、鳥海山がとっても綺麗でした。大瀧ため池は仁賀保高原で最大のため池です。

なぜ西目の豊作祈願にこの場所に行くのかというと、その歴史は古く、文政11年旧役場前の100町歩の瀧の干拓をしました。その干拓をした所に「龍が池」という池があり、その池から大瀧ため池に龍が移り住んだそうです。干拓が終わった後、西目の龍に水をお願いをするときに、五寸餅を笹舟で流すと龍が出てきてくれるという言い伝えから、この豊作祈願は続いています。時代の変化と共に、五寸餅は卵になり、卵も途中で割れるとダメだからということでゆで卵になったそうです。



この日はみんなで潤沢な雨の祈願を行い、限定20個のたまごを我先にとため池へ投げ入れました。

龍が居たときは、女の人を生け贄に差し出したこともあるそうで、女性が投げれば尚いいとの事でした。(この日は参加者のほとんどが男性でした)

200年も続いているこの祈願祭。今後も豊作を願ってこのような形で地域の皆さんと一緒に参拝を続けて行ければと思います。



## 第4回 水土里のみちウォーキング IN 抱返り溪谷開催



6月14日、水土里ネット大曲仙北支部職員会が主催する「第4回水土里のみちウォーキングin抱返り溪谷」が仙北市で開催され、総勢70名が水路付近などをウォーキングしました。

水土里ネット大曲仙北支部職員会の藤岡会長からご挨拶をいただいた後、参加者全員で準備体操。前日までの雨を吹き飛ばすような元気な姿を見せてくれました。出発の際はスタッフが笑顔でお見送り。玉川頭首工では、水土里ネット仙北平野の鈴木さんから玉川頭首工について説明していただきました。普段は近くで見る機会がないので、みなさん「へえ〜」と感心した様子で頭首工を眺めていました。この説明から、頭首工によって水が取り込まれることにより田畑が潤い、米どころ仙北平野が成り立っていることについて関心を持って頂けたのではないかと思います。しばらく山道を歩いた後、山伏岩のポイントに到着。水土里ネット田沢疏水の坂本さんに山伏岩の歴史を教えてもらいました。新緑萌える山道を元気に歩き、途中の給水タイムでみんなの顔にも笑顔が戻ります。若松堰頭首工では、秋田県仙北地域振興局農林部農村整備第一課の磐田さんと福司さんに説明をしていただきました。普段は立ち入ることができない抱返り頭首工にも特別に入れてもらい、高い所からみんなおそろおそろ施設を見学していました。エメラルドグリーンの川面に山々の緑が映えます。最後に、回顧（みかえり）の滝で、マイナスイオンをたっぷり浴びてリフレッシュ。お昼頃、全員が無事完歩し、完歩賞と記念品をもらって満足げな様子でした。藤岡会長は、参加者の方から「是非、来年も参加したい」とのお声をいただいたそうです。来年も開催できるよう、皆さんよろしくお祈りします！



## 秋田県土地改良事業団体職員会 「通常総会」を開催！！

6月26日、秋田市の「秋田県ゆとり生活創造センター『遊学舎』」で、秋田県土地改良事業団体職員会（藤岡義博会長）の第55回通常総会が開催された。

総会は、藤岡会長の挨拶に続き、優良会員表彰、来賓の県農林水産部農地整備課の高野政策監、水土里ネット秋田の清野専務理事の祝辞が行われた。また、議事では、議長に渡辺聡氏（由利本荘市子吉土地改良区）を選任し、平成26年度の事業並びに決算や、平成27年度の事業計画、支部分担金の賦課方法及び徴収時期及び収支予算等の審議が行われ、提出議案は全て承認された。また、水土里ネット秋田総務企画部寺山主事が「みんなで目指そう広報マン」、松橋事業調整センター長が「農地中間管理業務と職員会での元気資金活用について」を演題として講演を行った。なお、総会終了後に役員互選会が行われ、新会長に牧野一（琴丘土地改良区）が選出された。

**【優良会員表彰】**根本由紀子（かづの土地改良区）、牧野貴人（三種町浜口土地改良区）、川上丈樹（飯田川土地改良区）、三浦秀峰（男鹿市若美土地改良区）、真壁良子（男鹿市若美土地改良区）鈴木允人（にかほ市土地改良区）、佐藤慎（美郷町千畑土地改良区）、倉田一治（雄勝郡山田五ヶ村堰土地改良区）



前号では、組合員には誰がなるのか、また相続の承認・放棄について、法的に考えてみました。では、相続を承認した相続人は、全員組合員の財産を引き継ぐことになるのでしょうか？

### ◆遺産分割

相続を承認した相続人の方々が何もしなければ、すべての相続財産を相続人同士で共有し、各相続人の持分は法定相続分のとおりになります。

しかし、通常は、相続財産の分散を防ぐためや、遺産分けを行うため、相続人同士で協議して遺産分割を行うことになります(民法第907条第1項)。遺産分割協議が整えば、これによって定めた財産取得の効力は、相続開始時に遡って効力を生じることになります(民法第909条)。

遺産分割の内容を知る方法ですが、農地について遺産分割による相続登記がなされれば登記を見れば良いのですが、皆さんご存じのとおり、相続登記がされていない場合が多いですから、そうであれば相続人の方々に聞いてみるしかありません。

### ◆まとめ

以上の説明から、自作されていた組合員の相続人が、奥さん、息子さん、及び他家に嫁がれた娘さんと3人いた場合で、全員相続を承認したときには、組合員はどのようになるのでしょうか。

息子さんが組合員と同居していた場合には、相続人相互の協議又は暗黙の内に遺産分割で息子さんがすべての相続財産を取得することが多いと思います。遺産分割により息子さんがすべての財産を取得した場合で、農地を他の方に預けていなければ息子さんが三条資格者となり、組合員になります。

また、例えば、息子さんが遠方に居住していた場合は、どうでしょうか。遺産分割で息子さんがすべての相続財産を取得したとしても、奥さんが耕作を継続することもあるかと思えます。そうした場合には、奥さんが息子さんの農地を借り受けて農業経営を行っているものとして、奥さんが三条資格者となり、組合員になります。

なお、相続の後に、農地を所有して新たに組合員となった方が農地の相続登記を行っていない場合には、その後組合員が賦課金を滞納して、土地改良区が農地差押えによる滞納処分を実施しようとしても、組合員と登記の名義が異なることから、農地の差押えができないといった不都合が生じます。

組合員と登記名義が異なる場合、組合員に土地改良区から登記名義の変更を勧めてみてはいかがでしょうか。なお、今回の内容にご意見・ご質問がありましたら、事業調整センター加藤(018-888-2742)までご連絡下さい。

※ 相続関係の調査の結果、お亡くなりになった組合員の相続財産を受け継ぐ方がだれもいない、ということが判明する場合があります。その場合、お亡くなりになった組合員の相続財産そのものが相続財産法人となります(民法第951条)。

相続財産法人が成立しても、その法人の活動を行う者が決まっているわけではありません。ですから、例えば、組合員に滞納賦課金があり土地改良区がその徴収をしなければいけない場合には、相続財産法人の立場で各種の活動を行う者を設ける必要があるとされています。こうした各種の活動を行う者として相続財産管理人があり、家庭裁判所に選任してもらいますが、選任の前提として、土地改良区のような利害関係人等が相続財産管理人の選任を家庭裁判所に請求することになっています(民法第952条第1項)。

ところが、この選任の請求を行うに当たっては、通常、多額の予納金(50~100万円程度)を裁判所に納付する必要があると、土地改良区が相続放棄地の処理を進めることができない大きな理由となっています。